

平成30年1月吉日

各位

静岡市清水産業・情報プラザ
(指定管理：静岡商工会議所)

静岡市清水産業・情報プラザの研修室および会議室の使用料支払方法の変更について
(対象：平成30年4月1日以降の利用分について)

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、静岡市清水産業・情報プラザの研修室および会議室のご利用につきまして、下記のとおり変更になります。皆さまには大変ご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

記

① お支払方法について

使用料のお支払い方法は、指定口座への振込による支払方法になりました。施設予約後、当方より利用許可証および請求書を郵送いたしますのでお受け取りになりましたら、利用日の7日前までにお振込み下さい。なお、振込手数料は、別途、ご負担下さいますようお願いいたします。

やむを得ず、現金でのお支払を希望する場合は、事前にプラザ事務局(TEL:054-355-5400)までご連絡下さい。(土・日・祝日を除く平日9:00~17:00)

② キャンセルについて

特段の理由がなく、利用日の7日前までに使用料のお支払が無い場合は、利用のキャンセルがされたものとみなします。

また、お支払いいただいた使用料につきましては、原則、還付できません。ただし、次の場合を除きます。

- (1) 利用者の責めに帰することができない理由により使用することができなくなった時 …… 全額返金
- (2) 利用しようとする日の前7日までに利用の許可の取消し(利用のキャンセル)申出があった時 …… 全額返金

③ キャンセル料について

利用日の7日前から利用日までの間に利用をキャンセルした場合は、キャンセル料（使用料の全額）が発生いたします。

④ 許可事項の変更の手続きについて

やむを得ない事情で、申請された内容の変更を希望する場合は、利用日の7日前までにプラザ事務局（TEL：054-355-5400）にご連絡下さい。（土・日・祝日を除く平日9：00～17：00）

【 問い合わせ先 】

〒424-0821

静岡市清水区相生町 6-17 6階

静岡市清水産業・情報プラザ 事務局
指定管理者：静岡商工会議所新産業課

TEL：054-355-5400

FAX：054-352-7817

土・日・祝日を除く平日9：00～17：00

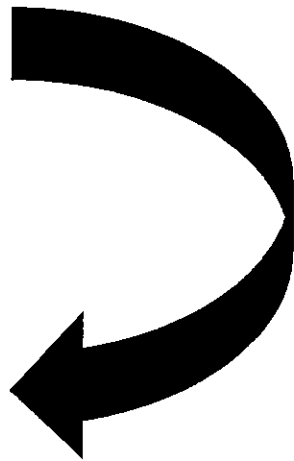
E-mail： info@siip.jp

静岡市 領収済通知書

収付方法区分	4	振込済区分	1
領収番号	002018	振込番号	090160
領収年月日	(西暦) 2018	年	月
25 件数			
金額			

廃止

平成 29 年 一般 00
 1616130 (50%) 静岡市会計局
 産業・情報プラザ使用料



御 請 求 書

NO. 〇〇〇
平成 30年 〇月 〇日

〇〇〇株式会社 御中

〒424-0821
 静岡市清水区相生町6-17
 静岡市清水産業・情報プラザ
 (指定管理者: 静岡商工会議所)
 TEL: 054-355-5400
 FAX: 054-352-7817

下記の通り御請求申し上げます。

合計金額 **¥22,450**

御利用明細	数量	単 価	金 額	備 考
H30. O/O 研修室1・2 使用料 (午前・午後)	1	17,970	17,970	
H30.O/O プロジェクター 使用料 (4時間)	4	1,020	4,080	
H30.O/O パソコン使用料 (4時間)	4	100	400	
合 計			22,450	

〇〇銀行〇〇支店 普通預金 〇〇〇〇〇〇〇〇
 名義: 静岡市清水産業・情報プラザ
 振込手数料は貴社にてご負担ください

「静岡市領収済通知書 (振込み手数料なし)」は廃止になり、請求書払いに変更になります。そのため金融機関で振込み手数料が発生しますので、ご了承ください。

なお、H30年4月1日以降の利用分の請求書については、恐れ入りますが、会計年度の都合により、H30年4月1日以降に発送いたします。